



# 県評しずおか

静岡県労働組合評議会

〒422-8062

静岡市駿河区稲川2-2-1

セキスイハイムビルディング7階

TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

Eメール [kenpyo@mail.wbs.ne.jp](mailto:kenpyo@mail.wbs.ne.jp)



参院本会議で「働き方改革法案」を採決をされようとしている状況に、緊急に宣伝＝6月16日、静岡駅地下道

## 遺族の思いを踏みにじる 「働き方」法強行採決

残業代ゼロ・過労死促進法

6月29日、参院本会議で「働き方改革」一括法が自民党・公明党・維新の会の賛成で強行採決されました。この「働き方改革」は過労死家族の会の「命と健康を守る働き方改革を実施してほしい」という願いや、多くの労働者の要求を踏みにじるものです。

### 立法根拠がないことが明白

「働き方改革」一括法は、審議すればするほど立法根拠がないことが明らかとなりました。裁量労働の拡大のデータのねつ造が明らかとなった上に、残業代ゼロ法案についても、労働時間データの二重集計、高度プロフェッショナル制度のニーズをヒアリングした労働者はわずか12人だったなど、誤りや、虚偽・ねつ造で作られた法案だったのです。野党は、この法案の採決

を認められないと、島村委員長は解任決議案を提出しました。しかし、国民民主

党は「委員長に瑕疵はない」と同調せず、決議案は採決すらされず、これまでの国会の慣例を破る異例なものでした。

静岡県評は、安倍政権が進める「働き方改革」法を阻止する行動を行ってきま

## 若者が安心して働き続けられる環境を

最賃マップを作成し街頭で宣伝

7月1日、梅雨明け前とは思えない猛暑の中、昼の1時間にわたり「最賃マップ」を作成しながら、視覚に訴えるの街頭宣伝(写真)をおこないました。

林議長は「静岡県は人口減少が全国ワースト8位。最低賃金を上げ、地域全体の賃金を底上げすることが重要。若者が安心して働き続けられる環境をつくることで首都圏への人口流出を防ぎ、地域経済の活性化につながる」と訴えました。

静岡県の最低賃金832円では月額12〜13万円にしかありません。また、非正規労働者は40パーセントを超えています。その多くはワーキングプアから抜け出せない現実があります。静岡県の最低賃金を今す



ぐ時間給1000円以上に引き上げ、賃金格差をなくすため全国一律の最低賃金の創設を目指すことなどを訴え、通行人に署名をお願いしました。日差しが強い中でも足を止め署名をしてくれた方が30名以上いました。

ディーセントワークデーの6月15日には、静岡県評・パ臨連は静岡市葵区で「全

れた、24時間労働を48日間連続させても違法にならない、とんでもない過労死促進制度だ」「過労死ライン(月80時間の残業)を超える100時間未満の時間外労働の上限規制は、首相が明言した『(過労死の)悲劇を度と繰り返さない』という公約に反する、働くものの命にとって危険な法案だ」また「法律は成立したが各企業で実施を許さず、廃止を目指して闘っていかなければならない」と語りました。

### 強行採決を受け必ず廃止に

県評の林議長は「安倍内閣が強行採決した『働き方改革』は企業が要請する『働き方改革』だ。『高度プロフェッショナル制度(高プロ)』は、時間外・深夜割増手当も支払わずに、年間104日の休みさえあ

人間らしく働くルールの確立のため、全力をあげて闘わなくてはなりません。

## 全国一律最賃をもとめ

全労連東海北陸ブロック最低賃金キャラバン

6月20・22・28日と、三重・岐阜・愛知と静岡県の各労働局へ最低賃金キャラバンの要請を行いました。静岡労働局は、6月22日、東海北陸ブロックの役員が「全国一律最低賃金、審議委員の公正任命」等6項目の要請を行い、労働局より、賃金室長はじめ7人が対応しました。

樽松ブロック議長が要請の趣旨説明を行い、林県評議長は静岡県の最賃状況の改善を求め、あわせて静岡



全国一律最低賃金など求め要請する樽松議長(中央)＝22日

### 西日本豪雨災害に

支援募金を

西日本豪雨災害に対する募金活動を実施し多くの募金が寄せられました。広島県、愛媛県など広範囲で記録的な大雨で大きな被害を受けました。

募金にご協力をお願いします。

一コマ漫画



## 原水爆禁止2018年世界大会集会

◇日時：8月4日(土)～8月6日(月)  
◇会場：広島市内各所



# 今年も始まります

## 「教育全国署名」

7月6日「2018年度ゆきとどいた教育を求める要請行動」と「全国署名スタート集会」を東京で開催しました。当日は、西日本で大雨が降り交通網も乱れていましたが全国から多くの人が参加し、静岡からは4人が参加しました。

主催者の中村尚史中央執行委員長は「『教育全国署名』は今年で30年目となる、少人数学級や就学援助など前進した」と挨拶がありました。

基調報告で、少子化による学校の統廃合で教員を3千人近く減らそうとしている。高校授業料無償化の復活は足踏みしている。今年、教育全国署名の意義がますます重要になっていると

報告されました。

意思統一集会後、省庁・国会議員へ「予算の増額を各省庁へ働きかけを」「署名の紹介議員になつてください」と、要請しました。

### 活気のあつた スタート集会

スタート集会は、リレートークと各地からの決意表明で活気づきました。



各県の署名目標を掲げた代表者、静岡県は真ん中の5万=6日、東京星稜会館

ゆきとどいた教育をすすめる会会長の三輪千葉大名誉教授は「この署名活動は、社会的に意義あるものだ」と強調しました。

高校生から「授業料など、お金の問題で家族でもめている生徒が増えている」「お金の心配がなく学校へ行きたい」などと切実な訴えがありました。また、「生徒会で署名の取り組みについて話し合っている」

## 「治安維持法」は過去の問題でない 「共謀罪」に引き継がれている

### 「横浜事件を問うー海野普吉没後50年記念集会」

6月30日「横浜事件を問うー海野普吉没後50年記念集会」が静岡市の労政会館で開催されました。記念講演を内田博文さん（神戸学院大学教授）が「横浜事件と海野普吉と治安維持法の時代」と題し行いました。



会場埋めた聴衆=30日、労政会館

海野普吉さんは、1885年、静岡市の曲金に生まれました。また、「横浜事件」の弁護を務め、戦後は日弁連の会長や自由人権協会理事長を務めました。

大政翼賛会が勢いを増す戦時体制強化の中、多くの弁護士が戦争協力を余儀なくされた時代にあっても、人権派で通しました。

戦前から多くの治安維持法や不敬罪事件を手掛け、いつもは穏やかな話し方の海野さんが「横浜事件」など、権力のでっちあげ事件には、強くアジェンションを行うほど憤っていました。

海野さんは「横浜事件は絶対に再び起してはならない。権力の暴威による事件は、起きてしまつてからでは遅い。若い人々にも、涙と血で綴られた暗黒のページ「横浜事件」をじっくり紐解いて理解してもらいたいと痛感する」と書き残しています。

内田博文さんは「治安維持法」はあいまいな表現で法案を作り共産党を取り締まり、そして拡大解釈をし国民を取り締まるようになってきた。この「治安維持法」を進めた弁護士が戦後もそのまま弁護士をしたり、転向を強制した者が、法務大臣や国の役職についている、戦前と戦後が繋がっていることに、日本の民主度の低さが出てしていると語りま

## 職場の安全衛生を実現するために

### 静岡県安全健康センター No. 52

地裁浜松支部は、6月18日、鈴木航さんの障がい者自死損害賠償事件に、請求棄却という不当な判決を下しました。

航さんは知的障害・学習障害があり、高校卒業後、機械メーカーに障害者枠で就職し、わずか50日で投身自死してしまいました。両親が会社を相手に安全配慮義務違反を訴え裁判を起こしていました。争点の一つは予見可能性、もう一つは因果関係でした。

予見可能性は聞きなれない言葉です。他人に賠償を課すには、その他人に責任がなければなりません。責任の前提として、そもそも一般人では認識すらできないような場合には責任を問うのは酷であるという考え方に立っています。認識可能性がないことを予見可能性がないといえます。本件は航さんが前日まで変わりなく元気に「見えた」など、会社には予見可能性がないとして棄却されました。

因果関係では、①プレスは一般的に言っても困難の多い業務であること②航さんの障害ではプレスの作業を覚えることには大変な困難があり、過重な業務であった③そして知的障害のある航さんは二次障害としてうつ病等になりやすい傾向があり、過重な業務によつてうつ病を発症し自死に至った、と認めました。つまり業務と自死の間には因果関係があると認めました。

「労災ではあるが、会社に損害賠償の義務はない」というのが判決の内容です。判決が見逃している

## 地裁浜松支部 不当判決

貸会議室のご予約・お問い合わせは  
一財) 国鉄労働会館静岡地方部へ  
TEL054 (285) 4426・FAX054 (283) 6835

静岡駅から徒歩1分

定員14名 (2部屋)・20名・30名  
少人数の打合せ・会議・講習会におすすめです



「あつせん」が行われたが、金銭解決の和解案に対し、本人は拒否して労働審判をすることになった。

### 無期転換ルールをめぐる問題点

#### 静岡県労働研究所 No.41

6月21日に定例研究会「無期転換ルールをめぐる問題点」(加茂大樹氏)が行われました。労働契約法第18条では、①同一の使用者と2回以上有期労働契約を更新②雇用期間が5年を超えることを要件として、無期転換の申し込み権が発生します。無期転換前の雇用契約終了については、2段階の審査により雇止め有効性が判断されます。①実質的に期間の定めのない労働契約と同視できるような契約かどうか、雇用契約が更新されることについて合理的な期待が認められるかどうか判断されます。②雇止めをした理由から、労働者の受ける不利益、会社の必要性などから判断されます。

事例①…大学の非常勤職員として4年間勤め、5年目まで有期職員に転換した。今年になって、契約更新年限が5年として雇止めされた。組合が労働委員会に、継続雇用を求めて「あつせん」を行い、金銭による解決が提案された。組合側は和解案を拒否し、労働審判を検討している。

事例②…製薬会社で契約社員として16年間働いた。2013年4月からの契約について、5年を超えないとされ、今年2月、雇止めすることを伝えられた。労働局の